



保育所・幼稚園・ 認定こども園など の利用について



★保育所の保育や幼稚園の預かり保育の意義

家庭保育が困難な子どもを保護者に代わって保育することです。

★家庭保育の重要性

家庭保育でスキンシップを取ることで、子どもの情緒安定につながります。

●保育現場から保護者にお願いしたいこと

保育所は、認定された保育必要量である保育短時間（8時間）又は保育標準時間（11時間）のうち、必要な範囲内でご利用ください。

幼稚園は、教育時間内での利用を原則とし、必要な範囲内で預かり保育をご利用ください。

家庭保育が可能なときは、早めのお迎えにご協力ください。

✚ 仕事が休みであっても、保護者の体調不良や通院などで子どもを家庭保育することが困難な場合は、遠慮なく保育所や幼稚園の預かり保育をご利用ください。

●知って欲しい保育現場の実情

保育所等の保育時間は長く、さらに延長保育も実施しているため、特に早朝や夕方に保育士を確保することは、とても難しい状況にあります。

また、保育現場では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するための消毒作業などで、従来以上に職員の負担が増えています。

安心して安全な保育環境を維持するため、保育現場に過度な負担がかからないようご協力をお願いします。



●保育現場や保育環境に関すること

松江市 子育て部 子育て政策課 安心子育て推進室

☎55-5032

裏面もあります。

● 育児休業中の継続利用とは？

育児休業中は、家庭保育が困難である場合（保育を必要とする事由）に該当しませんが、保護者の就労時から継続して入所している子ども（兄弟）の保育環境が変化することを防ぐため、国の制度により**特例**で保育所等の継続入所が認められています。

- ✚ 国の制度では、子ども（弟妹）を育児することは保育を必要とする事由になりません。
- ✚ 育児休業中の転園は、既に特例で継続入所している子どもの保育環境が変化するため、認められません。
- ✚ 育児休業後に退職する場合は、特例での継続入所は認められません。
- ✚ 育児休業中の継続利用に係る保育必要量は、保育短時間(8時間)になります。



● 転園は慎重に!!

保育所等では、子どもひとりひとりの保育計画を作成し、各子どもの成長にあわせた幼児教育・保育の提供に取り組んでいます。

兄弟姉妹で別々の施設に通っていたり、転居や勤務先の変更があったりするなど、やむを得ず市内の他の施設への転園を希望する場合は、できる限り事前に在籍する施設へお知らせください。

- ✚ 一定の年齢以上にある子どもは、担任の先生や友達との人間関係が既に構築されていますので、転園が精神不安やストレスなどの要因となるおそれがあります。保護者の思いだけで転園を決めてしまうことがないように、ご注意ください。

● 認定こども園は適正に利用しましょう

認定こども園とは、保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設です。

就労等により保護者が家庭保育できない子ども（保育を必要とする子ども）は、保育所機能を利用することとなります。

保護者が家庭保育できる子ども（保育を必要としない子ども）に、幼児教育を受けさせたい場合は、幼稚園機能を利用することとなります。

よって、保育を必要とする子どもでありながら、幼稚園機能を利用して、預かり保育を利用することは、制度的に適正な利用ではありません。

- ✚ 認定こども園の保育所機能に空きがない場合は、代替として暫定的に幼稚園機能を利用することは可能です。空きができ次第、保育所機能に移りましょう。

● 保育所、幼稚園、認定こども園などの利用に関すること

松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係

☎ 55-5312